

	誤	正	更新日
P77	●ゴルフ会員権等の取扱い(令9②) 説明文 3行目		2月20日
	～ではなく無形固定資産にあたることか	→ ～ではなく無形固定資産にあたることから、非課税とはなりません。	

その他新たに誤表記が判明しました際には当社ホームページ内(<http://www.control-sya.co.jp/naiyou.html/>)に掲載させていただきますのでご了承下さい。今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-2-40 ウィルファーストビル
TEL (06) 4807-5123 / FAX (06) 4807-5122

 株式会社コントロール社